

デジタル庁

○ 告示第三十二号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

二
令和七年度山梨県笛吹市高齢者生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度笛吹市一般会計補正予算における、山梨県笛吹市から、低所得である高齢者の世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度山梨県笛吹市高齢者生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税に関する情報

三

令和七年度大阪府柏原市住民税均等割非課税世帯おこめ券（
原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柏原市一般会
計補正予算における、大阪府柏原市から、低所得者世帯を支援
する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を
実施するための基礎とする情報（生活保護関係情報及び地方税関
係情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度大阪府柏原市住民税
均等割非課税世帯おこめ券の支
給要件の該当性を判定する必要
がある者に係る道府県民税及び
市町村民税に関する情報

